



「対話による解決を」の声を 草の根から広げよう

埼玉県平和委員会 二橋元長

ロシアがウクライナに軍事侵攻して1年10か月余。ウクライナの人々は2度目の冬を迎えようとしています。また、ハマスの武力攻撃に端を発したイスラエルの常軌を逸した報復攻撃も1か月以上におよび、多くの子どもたちを含む市民が犠牲になっています。

本来、こうしたときに力を発揮することを想定された国連の安全保障理事会は、米国・ロシアの身勝手な拒否権の行使によって機能不全に陥り、「21世紀を平和な時代に」の願いとはうらはらに、軍事力がモノを言う世界へと逆戻りしかねない状況が生じています。

国際世論に9条を活かそう

一方、多くの国々と市民社会の協力で核兵器禁止条約を成立・発効させるとともに、安全保障理事会が役割を果たせないもとでも、国連総会緊急特別会合をひらくなどして、ロシアやイスラエルを批判。「国連憲章守れ」「国際人道法守れ」の声をあげ、武力によらない平和の流れを世界の奔流へと広げてきています。

こうしたとき、「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」の憲法第9条を持つ日本が、公平・公正な第三者として、

話しあいのテーブルを設けるなどして、平和的な解決をはかるうえで貢献することができたなら、どんなに素晴らしいことでしょうか。それこそ、憲法がうたう「国際社会で名誉ある地位を占める」ことにつながる道ではないか、と思います。

しかし、日本が議長国で開催したG7の外相会議は、共同声明でハマスの武力攻撃は「テロ」と断罪する一方で、「国際法に従って」と言うものの、イスラエルのガザ侵攻は「自衛権の行使」とし、ジェノサイドを容認してしまいました。

岸田軍拡に自治の力で反撃を

また、岸田政権は、「敵基地攻撃能力」保有の大軍拡や殺傷能力のある武器の輸出、同盟国・同志国への軍事援助、沖縄・辺野古新基地建設、南西諸島への基地新增設、全国の自衛隊基地増強など、「戦争する国」への道を突きすすんでいます。戦争か、平和か…。

2つの道をめぐる対決が鋭さを増しているいま、地方・地域から戦争ではなく、平和への準備こそが求められています。

「戦争はイヤだ」「対話による解決」の声を、草の根で急いで大きく広げることが喫緊の課題になっています。



子どもの権利条約から 自治体レベルの子どもの 権利条例づくりへ



子ども子育て研究会 第3回公開学習会を開催

森川 鉄雄 (埼玉県学童保育連絡協議会)

子ども子育て研究会は、6月の第一回公開研究会において、「子どもの権利条約市民・NGOの会」の事務局長である児玉洋介先生をお招きして「東京都の子ども基本条例づくりに学ぶ」のテーマで学習しました。

児玉先生は、3つの重要な指摘をされました。第1は、子どもの権利条約が日本で批准(1994年)されて約30年が経過しましたが、日本は、子どもの自殺、不登校、引きこもりなどすべての指標において国際水準の低位となっていることです。

第2は、今年4月から、こども家庭庁の創設と併せて、こども基本法が制定されましたが、子どもの権利侵害を訴える第三者機関を設置しないという不十分さを残してしまったことです。

第3は、「東京都子ども基本条例」制定(2021年3月)を受けて、都立高校の行き過ぎた校則が見直されたことでした。

児玉報告を受けて「埼玉では？」に

当研究所は昨年6月の総会で北本市の「子ども権利条例」制定のとりくみを

同市議の桜井卓氏から学びました。その経緯もあって、研究会では児玉先生の報告からも、北本市のその後の展開を知りたいとの要望が出されました。

そこで、10月23日(月)、桜井市議をお招きして「自治体における子どもの権利条例づくりの意義と展望」のテーマで第3回公開学習会を開催することになりました。

北本市 第三者機関が具体的な 子どもの権利侵害の 対処に動き出す



桜井氏は、①北本市の条例に第三者機関を設置したこと、から、弁護士と心理職の専門家による子どもの権利擁護委員と会計年度任用職員3人の相談員で子どもや保護者から権利侵害の相談を受けてきたこと ②すべての小中高生等に権利条例に関するパンフレット配布するなどして啓蒙してきたこと ③併せて、今年4月に制定された「こども基本

法」では子どもに関する施策を制定する際には子どもと養育者の声を聴くことが明記された（第11条）ことの意義は大きいとお話していただきました。

同市においては、条例を制定するに留まらず、条例を活かして具体的な子どもの権利救済を進めているとの話には、学童保育運動に携わる私としては、大変勇気付けられました。

当日は県内外から17人の参加があり、「さいたま市でも条例制定の運動を進めたい」「周囲の目を気にして自分の意見を表現しにくい子どもの声をどう聞いていくかが課題」等の、自身や自分の地域に引き付けた発言がありました。

研究会でできることは何か

子ども子育て研究会では今年度、「教育・保育・子育て分野に入り込んでいる企業参入の実態と課題」を当面の研究テーマに掲げ、8月には安達智則氏（東京自治問題研究会）に「企業が保育所でもうけるしくみを学び、この解決策を考える」をテーマに講義をいただきました。

これまで3回の公開学習会の講義は、それぞれが先進的・先駆的なとりくみの報告でした。また、参加者はそれぞれの地域や分野で子どもの最善の利益の保障のための取り組みを進めている方々でした。であるが故に、講義内容から感銘を受けると同時に、参加者が自分の地域や分野で取り組む課題を発見することができたように思います。

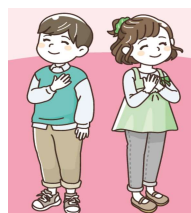
当研究会では、引き続き、子ども子育て施策の改善のために自治体として住民

として何ができるかを考え合うテーマを掲げて学習・研究を進めていきたいと考えています。

条例制定までの経緯

—参考—

- 子どもの権利を尊重しない指導が行われていた……部活動での暴言・威圧的な指導、頭髪指導など
- 2005年 中学1年生のいじめ自殺事件
2017年 教師による生徒なりすましSNS誹謗中傷事件
- 北本市議会では2010年12月に「子どもの権利条例の制定を求める決議」が行われていた。
- 2019年 5月 桜井市議が初当選
2019年 9月 いじめ防止対策推進条例（再提案）可決
2019年10月 総務文教委員会で富山県射水市の子どもの権利支援センターを視察
- 2020年 3月 栄小学校を廃止する条例を可決
- 2020年 9月 有志で子どもの権利勉強会を設置
- 2020年11月 議員会研修会（講師：荒牧重人氏）を開催
- 2021年 6月 子どもの権利に関する特別委員会を設置
- 2022年 3月 子どもの権利に関する条例可決（10月1日施行）



パンフの表紙

☞ パンフレット『北本市子どもの権利に関する条例』を市のHPでご覧ください。

まちづくり研究会も2回目を開催

あなたの“まち” “街”の成り立ちは？

佐藤健一（研究所副理事長）



11月13日(月)、2回目のまちづくり研究会が開催されました。今回は、佐藤健一副理事長が「現在（いま）のまちができていく『仕組み』」と題して、みなさんが暮らしている地域を形づくっている都市計画制度の概要についての解説していただき、参加者の意見交換を行いました。

日本の国土全体はその態様に応じて都市や農村・自然に関わる地域に分かれており、都市計画法及び関連法が摘要される区域は「都市計画区域」として指定されています。

埼玉県では秩父の山村地域を除いて、一体の都市計画を定めるべき区域として、40の「都市計画区域」が指定されています。

近代都市計画誕生の背景

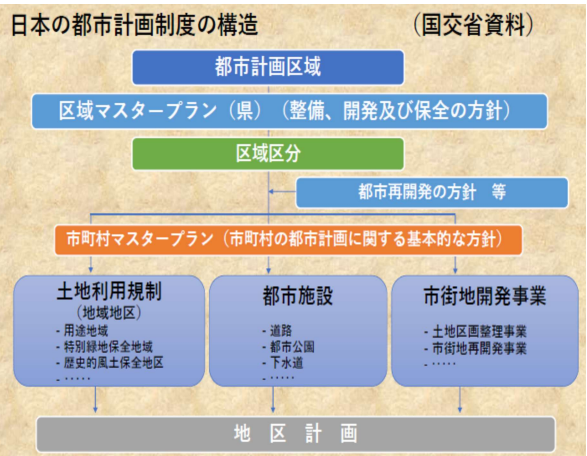
都市計画は、様々な人々が集まって住み、営む都市の土地や空間を、より合理的に利用するためのものです。

都市では多くの人や経済行為が密集することによって、さまざまな権利・義務や利害関係が発生し、それを野放図にすると都市が不衛生であったり不効率になったりすることが多く見られます。

歴史的な都市は、そうした様々な調整・ルールを長い時間をかけて培ってきました。ですから古い町並みは一定の統一感があり美しさを感じる人が多いのです。

しかし近代になって、都市により多くの要素が求められるようになったことから、計画的かつ効率的に誘導するために、近代都市計画が生まれてきました。

では、現在の都市を形づくる日本の都市計画制度はどうなっているのでしょうか。



都市計画決定までは

本来、都市計画では、どのようなまちを目指すのかの将来像が描かれ（マスタープラン）⇒そのために都市計画区域内をどのような土地利用に区分し（地域地区）⇒その土地利用を実現するためにどのような都市基盤を用意し（都市施設）⇒それをどのような手法で作っていくのか（市街地整備事業）といった内容が、様々な利害関係者との調整（都市計画決定手

続)が行われたうえで⇒「都市計画決定」
として公権力による一定の強制力を持った
計画として位置付けられます。

勝手をさせない規制のはずが

ですから、元々、都市計画法及び関連
法では様々な利害関係者が勝手な行為を
行わないような「規制」を中心とした内容
が定められていました。

○例えば地域地区の「用途地域」では、
建物の建てられる「用途」「容積率」
「建蔽率」等の上限が定められ、原則と
してその範囲の中だけでしか建築行為が
できないようになっていました。

○都市計画の決定にあたっては、利害
関係者の意見が反映される仕組みとして、
都市計画案の公聴会や縦覧・意見書の提
出等の手続きが定められています。

しかし、こうした都市計画の仕組みで
は、当初目指していた都市像がなかなか
実現しない状況が長く続いてきました。
都市計画決定をされ何十年も放置された
ままの都市計画道路や延々と続けられて
いる土地区画整理事業等、目にしたこと
があると思います。

そこで、早期に都市計画を実現する手
法として、近年、都市計画に参加する主
体(事業者)を誘導する手法が設けられ
るようになってきました。

その際に、最も利用される手法が「**容積率の割り増し**」です。

具体的には、①高度利用地区、
②特定街区、③再開発促進地区、
④容積適正配分地区計画、⑤綜
合設計制度、等です。

容積率の割り増しや他の土地
の容積率を移転(空中権の移転)

までしてプロジェクト(そのほとんどが
市街地再開発事業)を実現するための手
法が生み出されてきたのです。

これらの容積率の割り増し制度により、
再開発事業を成立させる「保留床」が大
量に生み出され、その売却益で事業者は
大きな負担なくプロジェクトが進められ
ることになります。

さらには、保留床が「公共施設」とし
て使われれば、公的資金が投入されるこ
とになり、より安定して事業が進められ
ることになります。今、こうした仕組み
が普通に行われるようになっていました。

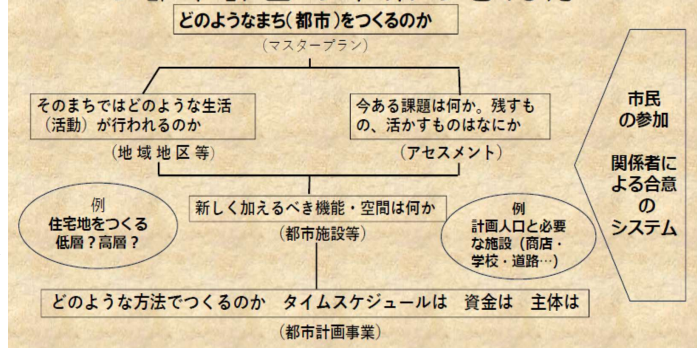
都市計画が“まち”壊しへ

例えば住宅系再開発を行い多くの人を
住ませようとするれば、当然必要な施設と
して学校整備も都市計画決定を行う必要
がありますが、そうしたことは行われな
いで開発が進められています。

本来は、理想の都市像の実現のために
様々な利害関係を調整し、長期的視点で
行うべき都市計画が、開発を実行するた
めの手段として利用される逆の流れとなっ
てしまっている現状があります。

私たちは、こうした都市計画の動きの
なかで、どのような「事業」により何が
目指されようとしているのか、しっかり
注視していく必要があります。

○都市計画の本来の考え方



住民の幸の「担い手」は今？

話題提供 (3)
編集委員 林 敏夫

「会計年度任用職員」ってどんな職員制度なの？

主権者である住民意思の実行者の首長を頂点に、行政体制は多くの自治体労働者によって担われています。

9月号「そよ風」では、県内市町村の正規職員約5万3000人に対して、会計年度任用職員（以下、年度職員）という非正規職員約3万2000人、そして民間委託や指定管理、派遣労働者を加えると正規職員の数を上回って

しまうことをお伝えしました。

住民の願いを担って働く労働者がどんな任用（雇用）環境に置かれているかは行政の質にもかかわる問題です。

そこで10月号では年度職員の制度創設の経緯、運用の実態、そして各自治体の制度不備が行政の質・あり方を歪めかねないことをお伝えしました。今回は、年度職員の具体的な制度です。



年度職員の任用、賃金・労働条件等の具体的な定めは？

○条件付任用期間……

年度職員フルタイム（正規職員と同じ時間勤務）と年度職員パートタイム（正規より1分でも短い勤務時間）のどちらも、最初の1カ月は「条件付任用」という期間がとられます。何と！2年目、3年目でも最初の1カ月は条件付任用になります。条件付任用期間の勤務状況によっては任用の取り消しもあります。

○「再度の任用」とは……

1つの任用期間（1年以内）が終了すると、能力の実証（人事評価など）を経たうえで「再度の任用」という表現で、新たな任用（実態は継続している）が行われます。その「再度の任用」は3年を限度目安の例が多く、3年経過前に「公募」＝一般募集という手続きが取られる場合があります。これが「雇止め」の口

実になることは前号のとおりです。なお、最初の任用から公募までの期間は、和光市4年、さいたま市5年の例もあります。

○人事評価が行われます……

現状は簡易な能力評価が中心ですが、勤勉手当が支給されるのに伴って「目標と業績評価」による人事評価へと変化する可能性があります。そうなると、業績口実の雇止めなど、ますます任用継続への不安要素が拡大してしまいます。

☞ 人事評価は、誰が、どの様な目的で行って、その活用はどこまで、不服の申立制度の有無は、などが民主的コントロールのために検討されるべきです。

○採用方法は……

公務員の採用方法は「競争試験」か「選考」の2つです。

競争試験とは、不特定多数の応募者を対象に、筆記試験や論文試験の競争比較を行い、主に正規職員の採用時に実施されています。

選考とは、特定の者を対象に、職務遂行能力の有無を実証、確認することによる方法で、書類審査や面接で行われるのが一般的です。年度職員にはこの方法が想定されていることを総務省が国会で答弁しています。

なお、採用に年齢制限はありません。ただし、自治体の中には内規で目安年齢を定めている例もあり、確認が必要です。

給料や手当等を決定す仕組みはどのように？



○給与は……各自治体の「会計年度任用職員の報酬（給与）等に関する規則」によることとなります。

大事な仕組みで、給料表がつくられているはず。多くの自治体で正規職員の給料表の「1級～2級（正規職員の任用当初の主事補・技師補から数年後の主事・技師に相当）」をもとに定められています。

初任給は職種ごとに定めた別表に「○級－○号を支給」と定められているはず。各自治体で相違がある。

継続勤務によって、1年ごとに昇給が行われているのが大半です。職種によって昇給がない自治体もあります。昇給の上限（フルとパートで差がある）が設定

されている場合もあります。

★年度職員フル……規則が1級－21号給だと、 $175,300 + \text{地域手当（例6\%）} = 185,800$ 円が給料（報酬）になる。給料額はあくまで例示

★年度職員パート……規則が1級－13号給だと…… ※こちらも給料額はあくまで例示

$164,100 + \text{地域手当（例6\%）} = 173,900$ 円
これを仮想の1カ月の労働時間の定数162.75時間で除した1,069円が時給単価（報酬）になる。なお、 $162.75 = 1日7.75H \times 21日$ ※A

昇給の仕組みを左下のフルタイム保育士の例で説明すると、1年に給料表の4号給昇給した場合は、1級25号給となり、 $185,200 \times 1.06 = 196,300$ 円になります。年度職員制度の創設で、給与の給付ルールが大枠で定められたことは前進でした。

※A 川越市は162.75時間の定数を使わず、毎年の国民の祝日と土日重複の日を算出して、1カ月の平均労働時間を算出する方法をとっています。

○手当も支給されますが……

地域手当、時間外・休日勤務手当、期末手当（前述のとおり勤勉手当支給もやると決定）、特殊勤務手当、通勤手当が支給対象になっているのが一般的です。

地方自治法204条が適用されるフルには扶養手当、住居手当も支給できる定めがありますが不支給になっています。

フルには退職手当が支給されます。勤務6カ月経過後から対象になり、正規職員同様の支給率が適用になります。ただし、正規職員同様に失業給付の対象からは除外されてしまいます。その結果、「退職手当額」 < 「失業給付額」の場合もあり、制度の欠陥と言えます。パートには退職金は支給されません。



休暇制度もありますが、大半が無給で正規との格差は歴然

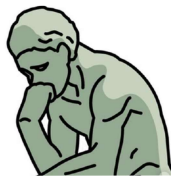
○有給休暇は……年次有給休暇、公民権行使、官公署出頭、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中通勤緩和、妊産婦の休息・補食（職免）、忌引、住居滅失、出勤困難、通勤途上危険回避、結婚、夏季休暇、産前産後、配偶者出産、育児参加、不妊治療、他となっています。

○無給休暇は……病気休暇（公務災害も私傷病も）、妊産疾病、保育時間、生理休暇、骨髄等ドナー、子の看護、短期介護、介護（休暇）休業、介護時間、育児休業、他です。

問題は大半が無給だということです。欠勤扱いよりはましですが、正規職員との均衡がとれていません。

☞ パート・有期雇用労働法第8条・9条及び最高裁の判例を参考に正規職員との均衡・均等待遇への改善が課題です。

埼玉県内でも様々な実態にあり、例えば、病気休暇が有給で90日（正規同様）や、10日間を有給、あるいは3日有給で傷病手当金と連結して所得保障を行うなどの工夫をしている自治体もあります。



ここまで年度職員制度の概要をお伝えしてきましたが、多数の年度職員によって住民のための「公共の仕事」が担われていること、一方で労働条件や住民全体の奉仕者として主張できる権利に乏しいことをご理解いただけたでしょうか。

実は、他にも民間委託・指定管理・派遣の労働者が「公共の仕事」を担っています。

どんな雇用のされ方、働かされ方をしているか、業務内容の改善を請負元である自治体に言えるのか、住民に公正な対応になっているのか、守秘義務は、ノウハウの蓄積は、など様々な点検と請負制度・基準の改善課題があります。

「公共を取り戻す」ために、住民による担い手への民主的コントロールの発想・構想が求められています。

2023年度研究所事業＝『6課題プラス1』研究会のご案内

12月には次の2つの研究会が予定されています。会員内外からの多数の参加を期待しています。なお、「まちづくり研究会」は1月に再開発の現地調査を予定しており、日程調整中です。詳しくは「そよ風：冬号」でお知らせします。

自治体デジタル化研究会

○日程 12月6日（水）

18時30分～20時30分

○会場 埼玉自治労連会館3階会議室
リモート参加もできます。ID、パスワードは info@saitama-jitiken.com
または ☎048-822-9272 に申し込みを！

各自治体では、①20業務のシステム標準化・共通化、②マイナカードの普及促進に加え、逆の不具合の総合見直し、③行政手続きのオンライン化、④AIやロボット活用など、総務省の自治体DX推進手順書による作業がどの様に進捗しているのか、職員はどの様に対応しているのか様々な情

報を持ち寄って交流します。どんな話でも結構です。フリーにお聞かせください。

議会・自治体財政研究会

○日程 12月15日（金）

18時00分～

○リモートのみで行います。ID、パスワードの申込は左記と同様です。事前申し込みをお願いします。

今回は「日本財政転換の指針」（岩波新書）をもとに読み合わせ交流を行います。

第1章 財政の理念を考える～財政のそもそも論を学び交流する場です。

ただし、当該書籍が入手できない場合は事務局に連絡ください。コピー対応します。